

住宅を再建される
被災者の方へ

建築確認等の 申請手数料が 減免されます

一部または
最大全額
減免



対象となる方

令和6年(2024年)能登半島地震等で被災された方

災害救助法第2条に規定する救助を必要とする者

準半壊以上の「り災証明書」をお持ちの方

詳しくは裏面をご覧ください

このたび、令和6年能登半島地震により、
被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。
突然の災害により、多大なご不安とご苦労が続いていることと存じます。
私たち、すまいづくりまちづくりセンター連合会は自宅等を再建される方へ、
建築確認等の申請手数料が減免されるご案内をさせていただいております。
一日も早く平穏を取り戻し、皆様が安心して暮らせる日々が訪れることをお祈り申し上げます。

住宅を建てる際に必要な手続き

※建築基準法に基づく手続きに限る。

1 建築確認

建物を建築する前に、その建物が建築基準法などの法令に適合しているかをチェックします。

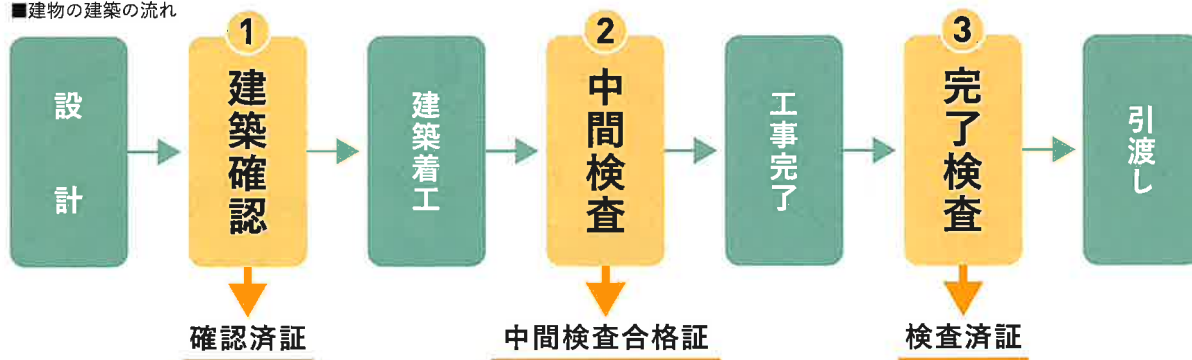
2 中間検査

指定された工程が終了した段階で、中間の検査をします。
※中間検査がない場合もあります。

3 完了検査

工事が完了した段階で、その建築物が法令の基準に適合しているかを検査します。

■建物の建築の流れ



行政の建築所管部署または、民間の指定確認検査機関へ申請

この手続きに発生する申請手数料が

一部または最大全額減免となります

手数料の減免を受けることができる方

令和6年(2024年)能登半島地震等で被災された方で、次の **1 2** の方

1 災害救助法第2条に規定する救助を必要とする者

2 準半壊以上の「り災証明書」をお持ちの方

※申請先の特定行政庁や指定確認検査機関により被害程度の要件が異なります。

※新築、増築、改築の他に大規模の修繕及び大規模の模様替に伴う建築確認検査手数料も対象となります。

手数料の減免例

- 建築確認手数料のみ全額を減免(A社)
- 建築確認手数料及び完了検査手数料の半額を減免(B社)
- 建築確認手数料及び完了検査手数料の全額を減免(C社)など

詳しくはハウスメーカー・工務店・
建築士等にこのチラシをみせて
ご相談ください。

国等が取り組んでいる住宅再建に関する
支援制度などご覧いただけます▶



Q&A

Q 手数料の減免を受けるにはどこに申請するの？

A 管轄の特定行政庁の他に民間の指定確認検査機関でも減免を受ける事ができます。

事前に設計を依頼する建築士やハウスメーカー等に確認しましょう。



Q なぜ民間の指定確認検査機関でも減免を受ける事ができるのですか？

A 民間の指定確認検査機関も、建築基準法に基づき行政と同様の確認業務を行う権限を持っています。手続き等を迅速に進めるために“公的な役割”を担っています。

Q り災証明書とはどういうものですか？

A 災害による住宅の被害の程度等を行政が証明する書類です。
各種支援制度等の申請に必要となる場合があります。

- 申請すると、住家の被害認定調査が行われ、調査結果に基づいてり災証明書が交付されます。
- 被害の程度は「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「一部損壊」の区分で判定されます。

民間の指定確認検査機関

検査機関	電話番号
一般財団法人 石川県建築住宅センター	076-262-6543
日本ERI株式会社 金沢支店	076-261-7246
日本建築検査協会株式会社 北陸支店	076-204-8101
株式会社 西日本住宅評価センター	06-6539-5410

※申請書類は、建築確認等の申請書類提出時に一緒に提出してください。

※り災証明書等は市町村の窓口で入手できます。

※指定確認検査機関が指定する手数料減免申請書は、各指定確認検査機関により提出の要否、様式が異なります。

国等が取り組んでいる住宅再建に関する支援制度

給付 被災者生活再建支援金

令和6年(2024年)能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨において、住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活の再建を支援するために支給されます。一部市町では、支給額の上乗せや、準半壊・一部損壊世帯への補助も実施しています。

【支援内容】	① 基礎支援金:住宅の被害程度に応じて支援金を支給	最大 100万円
	② 加算支援金:住宅の再建方法に応じて支援金を支給	【建設・購入】 最大 200万円
		【補修】 最大 100万円
		【賃借※1】 最大 50万円

※1 公営住宅を除く。

問い合わせ先

市町 被災された住宅のある市町の窓口にお問い合わせください。



給付 地域福祉推進支援臨時特例給付金

令和6年(2024年)能登半島地震において、能登地域6市町(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町)で、居住していた住宅が半壊以上の被災をした高齢者のいる世帯等に対し、当該地域での住宅再建等を支援するため、給付金を支給します。

※「自宅再建利子助成事業給付金」との併給はできません。

【支援内容】	① 家財給付金	50万円
	② 自動車給付金※2	50万円
	③ 住宅再建給付金	最大 200万円 (賃借※3の場合:最大100万円)

※2 令和6年1月1日以降に車検を受けておらず、かつ廃車(永久抹消)した場合に限る。※3 公営住宅を除く。

問い合わせ先

県 地域福祉推進支援臨時特例給付金運営事務局 TEL.076-225-1956



給付 自宅再建利子助成事業給付金

令和6年(2024年)能登半島地震において、自ら居住していた住宅に一定の被害を受けた方等が、県内で居住する住宅を新築、購入又は補修するために、金融機関等から融資を受けた場合の借入額に係る利子の支払額の全部又は一部について、最大300万円支援します。 ※「地域福祉推進支援臨時特例給付金」との併給はできません。

問い合わせ先

県 自宅再建利子助成事業給付金コールセンター TEL.076-225-1968



給付 二重ローンの負担軽減

令和6年(2024年)能登半島地震において、自ら居住していた被災住宅に係るローンを既に有する方が、新たに融資を受け住宅を再建する場合の負担を軽減するため、既存住宅ローンにかかる利子相当額を最大50万円支援します。

問い合わせ先

県 能登半島地震復旧・復興推進部生活再建支援課 TEL.076-225-1962



貸付 経済面の支援(住宅等の再建に関する貸付)

住宅金融支援機構では被災住宅復旧のための資金の借入れの申込みを受け付けております。

支援制度名:災害復興住宅融資(建設・購入) 被災(半壊以上のり災証明書が必要です)のため住宅を建設又は購入される方

【融資限度額】	建設・購入 5,500万円(土地を取得しない場合は4,500万円)
【融資金利】	全期間固定金利※4
【返済期間】	最長35年
【返済方法】	元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い



支援制度名:災害復興住宅融資(補修) 被災(り災証明書が必要です)した住宅を補修される方

【融資限度額】	補修資金 2,500万円
【融資金利】	全期間固定金利※4
【返済期間】	最長35年
【返済方法】	元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い



※4 お申込みいただいた時点の融資金利を適用。加入する団体信用生命保険の種類等に応じて融資金利は異なる。

※満60歳以上の方は、毎月の支払いは利息のみで借入金の元金は申込人全員の死亡時に一括で返済いただく「高齢者向け返済特例」もご利用いただけます。
※お申込み条件や「担保」「火災保険」の条件等はお客さまコールセンターにお問い合わせください。

問い合わせ先

住宅金融支援機構お客さまコールセンター 0120-086-353 (被災者専用ナンバー)

指定確認検査機関では、建築確認申請とあわせ、下記の各種検査等も一括して申請することができます

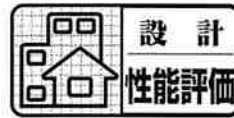


安心・優遇
プラス

住宅性能評価

住宅性能評価とは、国土交通省に登録された第三者機関が、住宅の性能を客観的に評価する制度です。住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）に基づいて行われています。地震保険の割引や住宅ローンの金利優遇などのメリットも享受できます。

設計住宅性能評価書のマーク



建設住宅性能評価書のマーク



フラット35等適合証明

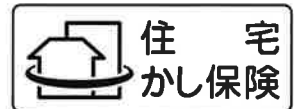
【フラット35】等の技術基準に適合していることを証明するのが、適合証明書で融資の際に必要な書類です。

フラット35は、住宅金融支援機構と民間金融機関が提携して提供する、最長35年の全期間固定金利の住宅ローンです。

かし

住宅瑕疵担保責任保険

国土交通大臣指定の保険法人が提供する「新築住宅の保険」を利用した住宅は、引き渡し後10年以内に瑕疵があった場合、補修を行った事業者に保険金が支払われる制度です。



長期優良住宅 長期使用構造等の確認

長期優良住宅法及び住宅品質確保法に基づき、所管行政庁への長期優良住宅建築等計画の認定申請に先立って、認定基準への適合性を審査するものです。長期優良住宅として認定されれば、より低い金利のローンが組めたり、税の特例措置を受けることができます。

※住宅性能評価の申請に併せて長期使用構造等の確認の申請が可能です。

低炭素建築物新築計画等に係る技術的審査

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づき、認定基準への適合性を審査するものです。低炭素建築物新築等計画の認定を受けると「快適な住環境」「光熱費の削減」「税金の優遇」「住宅ローン金利の優遇」のほか「地域型住宅グリーン化事業による補助金」の制度を利用できます。

申請には要件がございますので、お気軽にお問い合わせください

一般社団法人 すまいづくりまちづくりセンター連合会

※国土交通省が実施する補助金「建築基準法・建築士法等の円滑な執行体制の確保に関する事業」の事務を行う団体です。

☎ 03-5229-7560

受付時間／9時30分～17時30分（土・日・祝除く）

すまいづくりまちづくり

検索

最新情報はこちら
からご確認ください

